

2021年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験（追試験） 論述試験
刑 事 訴 訟 法
（ 出題の趣旨 ）

【出題の趣旨】

本問は、いわゆる接見指定の問題についての理解を問うものである。

刑事訴訟法 39 条 3 項は、「捜査のため必要があるとき」に、捜査機関が「公訴の提起前に限り、……〔弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との〕……接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定すること」（接見指定）を認めている。

接見指定の要件としての「捜査のため必要があるとき」の意義については、学説上、罪証隠滅の防止を含めて広く捜査の遂行に支障が生じるおそれがある場合をいうとする説（非限定説）と、被疑者の取調べなど、その身体を利用した捜査が行われる場合に限られるとする説（限定説）がある。そして、判例は、被疑者と弁護人等との接見交通に関する法 39 条 1 項について憲法 34 条前段の保障に由来するものと捉えたうえで、「捜査機関は、弁護人等から被疑者との接見等の申出があったときは、原則としていつでも接見等の機会を与えなければならないのであり、……『捜査のため必要があるとき』とは、右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ……弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち会わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があって、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として右にいう取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たる」としており（最大判平成 11 年 3 月 24 日民集 53 卷 3 号 514 頁）、基本的に限定説に立つものと解されている。

本問では、「捜査差押えの終了予定時刻である 7 月 5 日午後 4 時以降に接見の日時を指定することはできるか」が問題となっているが、限定説からは、「捜査のため必要があるとき」の要件が充たされるとはいえないことになろう。

本問で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ず取り上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。講義を聴き、教科書を丁寧に読んでいれば、解答を導くことができる問題である。

以上